

## 新潟市電子入札用電子証明書(ＩＣカード)登録要領

### ( 総則 )

第1条 本要領は，新潟市電子入札システム(以下「システム」という。)への電子証明書(以下「ＩＣカード」という。)の登録(以下「利用者登録」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

### ( 利用者登録の対象者 )

第2条 利用者登録をすることができる者は，有資格業者とする。

### ( 利用者登録に係るＩＣカード )

第3条 利用者登録を認めるＩＣカードは，電子入札コアシステムに対応した認証局が発行したもので，有資格業者名簿に記載されている代表者(委任先を設定している場合は，その受任者)(以下「入札者」という。)に係るものとする。

### ( 利用者登録 )

第4条 有資格業者は，新潟市電子入札システムに，電子証明書(ＩＣカード)の利用者登録を行うものとする。

### ( 利用者登録の変更等 )

第5条 有資格業者は，登録している電子証明書(ＩＣカード)が失効した場合(登録ＩＣカードの有効期限が到来する場合において，認証局へ失効届を提出した場合を含む。)において，再取得した電子証明書(ＩＣカード)により，再び利用者登録を行うものとする。

### 附則

この要領は，平成17年4月6日から施行する。